

【1994年6月22日】健康保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

参議院厚生委員会

健康保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成六年六月二十二日

参議院厚生委員会

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

- 一、付添看護の解消に伴う基準看護制度の見直しに当たっては、看護・介護職員の配置について診療報酬上適切な評価を行うとともに、看護・介護の質の低下を招くことのないよう、事後の状況等の実態を調査し、その結果を踏まえ、所要の措置を講ずること。また、重篤な患者や術後の患者についての看護婦配置の評価を検討するなど、看護の質の向上を図るよう配慮すること。
- 二、付添看護の解消に伴い、付添看護婦・付添婦及びその紹介に携わる事業者が、付添看護の院内化や在宅医療の推進に適切に対応できるよう、弾力的な雇用形態、研修、診療報酬等の経済的評価など、適切な措置を講ずること。
- 三、入院時食事療養費の定額自己負担を定めるに当たっては、一般の食費負担が、平均的な家計における食費の状況を勘案した額から経過的に六百円に軽減された趣旨を十分に踏まえ、市町村民税非課税世帯に属する者の負担についても、経過措置を講ずるとともに、その入院が長期にわたる場合に配慮しつつ、適切な措置を講ずること。
- 四、付添看護の解消により保険外自己負担が解消される一方、入院時食事療養費の定額自己負担が創設されるなど、自己負担のあり方についての見直しに鑑み、患者の自己負担が必要な受診の障害要因にならないよう、今後とも格段の配慮を払うとともに、引き続き不合理な保険外自己負担の解消に向けて所要の措置を講ずること。
- 五、入院医療における食事療法及び栄養指導の重要性に鑑み、栄養士による栄養管理、ベッドサイドにおける栄養指導、在宅医療充実のための訪問栄養指導について、診療報酬上の評価など所要の措置を講ずること。あわせて、入院時の食事の内容や摂食環境の改善を図ること。

六、在宅医療の充実・推進を図るため、診療報酬上の格段の評価など、所要の措置を講ずること。

七、入院・在宅を通じて、精神障害者や難病患者など長期療養を要する患者に対しては、施策全般にわたる見直し拡充を図ること。とりわけ、精神障害者については、社会復帰のための各般の施策の拡充及び施設整備の計画的推進を図ること。その一環として診療報酬上の評価について検討を加え、また、マンパワーの確保を進めるとともに、精神科ソーシャルワーカー等の資格制度について、早急に検討すること。

八、医薬品の適正な使用の推進を図るため、製薬企業における安全性に配慮した開発・製造、医薬品の評価・審査体制の充実、医療機関における医薬品情報の活用、医薬分業の推進と薬歴管理等関連施策全般にわたる一層の推進を図ること。

九、今後の高齢社会における介護等のニーズの増大・多様化に因應していくため、新たなゴールドプランを策定するとともに、それを国家的施策として展開するため、所要の措置を講ずること。

右決議する。